

# 地方税財源の充実・確保について

【担当省庁：総務省、財務省、文部科学省】

京都府 の担当課	総務部 財政課(075-414-4424) 税務課(075-414-4429) 自治振興課(075-414-4454)
-------------	---

## 1 地方一般財源・地方交付税の総額確保

- 地方一般財源の総額は、経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）において、2019～2021年度の目安として「2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされたところ。

地方の一般財源総額については、平成23年度以降、実質的に平成22年度と同水準を確保されてきたところであるが、**増え続ける社会保障関係経費の伸びを、給与関係経費や公債費などの減少により吸収してきたものであり、このような対応は限界にきている。また、国の法令等の関与により義務的に発生する経費が歳出の大部分を占める現状の中、真に地方が使える財源は限られている。**

このような状況を踏まえ、平成31年度以降も、地方が安定的・計画的な財政運営を行いながら、地域の実情に応じ、地域創生、子ども・子育て支援、人材確保対策などの課題解決に取り組めるよう、**必要となる歳出を適切に把握した上で地方財政計画に計上し、地方交付税を含む地方一般財源の総額を確保していただきたい。**

- 地方財政においては巨額の財源不足が続いていること及び地方債残高に占める臨時財政対策債の割合が年々高まり、3分の1を超えている状況を踏まえ、**臨時財政対策債の発行を抑制し、地方交付税総額を確保するよう、地方交付税の法定率引上げなど抜本的な見直しを行っていただきたい。**

### ■平成30年度 地方財政計画

一般財源総額 62.1兆円（前年度比+0.04兆円、前年度 62.1兆円）

（歳出） まち・ひと・しごと創生事業費 1兆円（前年度同額）  
 地域経済基盤強化・雇用等対策費 廃止（前年度0.2兆円）  
 →◎公共施設老朽化、社会保障費の増に対応した歳出確保 0.2兆円

（歳入） 地方交付税 16.0兆円（対前年度▲0.3兆円）  
 臨時財政対策債 4.0兆円（対前年度 0.1兆円）

- 京都府における地方交付税（基準財政需要額）に占める社会保障関係費の割合  
 ○社会保障関係費が増加する一方で、その他の経費に係る基準財政需要額は圧縮傾向  
 地方交付税を含む一般財源が伸び悩む中、その大部分を義務的な経費に充当せざるを得ず、自由度の高い財政運営が行えない状況

（単位：億円）

年度	26	27	28	29	H29-H26
社会保障関係（※）	1,223 (26.3%)	1,304 (27.1%)	1,330 (27.8%)	1,367 (31.2%)	144 (4.9%)
その他	3,432 (73.7%)	3,506 (72.9%)	3,455 (72.2%)	3,009 (68.8%)	▲423 (▲4.9%)
合計	4,655 (100.0%)	4,810 (100.0%)	4,785 (100.0%)	4,376 (100.0%)	▲279 (100.0%)
一般財源	5,448	5,534	5,433	5,169	▲279

（※）社会福祉費、衛生費、高齢者保険福祉費の合計値

### ■京都府の臨時財政対策債の状況

- 京都府の府債残高に占める臨時財政対策債の割合は約4割に達している状況

（単位：億円）

年度	25	26	27	28	29	H29-H25
臨時財政対策債	6,302 (32.8%)	6,981 (34.6%)	7,442 (35.8%)	7,805 (36.5%)	8,166 (36.8%)	1,864
その他	12,934 (67.2%)	13,182 (65.4%)	13,322 (64.2%)	13,584 (63.5%)	13,997 (63.2%)	1,063
合計	19,236 (100.0%)	20,163 (100.0%)	20,764 (100.0%)	21,389 (100.0%)	22,163 (100.0%)	2,927

### ■地方財政の臨時財政対策債残高

（単位：億円）

年度	25	26	27	28
臨時財政対策債	449,647 (30.8%)	484,840 (33.2%)	506,617 (34.8%)	518,950 (35.8%)
その他	1,009,524 (69.2%)	975,001 (66.8%)	948,647 (65.2%)	930,137 (64.2%)
合計	1,459,171 (100.0%)	1,459,841 (100.0%)	1,455,264 (100.0%)	1,449,087 (100.0%)

※地方財政白書

- 地方交付税のいわゆる**トップランナー方式**については、小規模団体や条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、**地方交付税の財源保障機能が損なわれないように**していただきたい。

また、**トップランナー方式の導入により捻出された財源や、消費税率10%への引上げ時に実施される法人住民税の交付税原資化に伴う偏在是正により生じた財源**については、地方一般財源の不足額に対する確保策とすることなく、  
 防災・減災害対策の強化や社会保障の充実  
 中小企業支援による安定的な雇用の確保  
 特性を活かした持続可能な地域づくり  
 などの**新たな政策課題に対応するため、地方財政計画の歳出に必要額を計上して**いただきたい。

- 平成32年4月から導入される**会計年度任用職員制度**については、新たに支給すべき**期末手当の所要額の調査等**を行った上で、その実態を踏まえつつ、**適切に地方財政措置を講じて**いただきたい。

■**トップランナー方式**

- 地方公共団体の歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方公共団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するもの

(対象事務の例)

- ・ 学校用務員、道路維持補修・清掃、本庁用庁務、庶務業務等

(京都府における影響額)

- ・ ②▲1.9億円→②▲3.8億円

(府内市町村における影響額)

- ・ ②▲6.2億円→②▲12.3億円

※ 導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映される見込みであり、今後影響額が拡大する可能性有

■**地方税の偏在是正に係る経過等**

- 消費税率8%、10%の段階において、地域間の偏在を是正するため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化。不交付団体の水準超経費を削減し、地方財政計画の歳出に計上

- ① (消費税率8%段階) 都道府県分5.0%→3.2%、1.8%分を原資化
- ② (消費税率10%段階) 都道府県分3.2%→1.0%、2.2%分を原資化

- 平成26年度与党税制改正大綱

地方法人税(仮称)を創設して、その税収全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。なお、この偏在是正により生じる財源(不交付団体の減収分)を活用して、地方財政計画に歳出を計上する。

■**会計年度任用職員制度**

- 法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化し、**期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定も整備**



- 期末手当等の支給に伴う人件費増加額は最大約13億円と想定

{ 対象職員に2.6月分の期末手当を支給した場合の試算額  
 対象となる職員約4,700人：給料月額5億円×2.6月分=約13億円 }

## 2 消費税率引上げによる社会保障財源の確保と反動減対策の実施

- 平成31年10月に実施される消費税率引き上げを確実に実施し、その増収分については、介護や子育て支援などの社会保障の充実・安定化に向けた財源に充当するとともに、「新しい経済政策パッケージ」の実施に伴う地方の役割に応じた財政需要を的確に見込むことで、**他の財政需要を圧縮することなく、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を国の責任において確保していただきたい。**

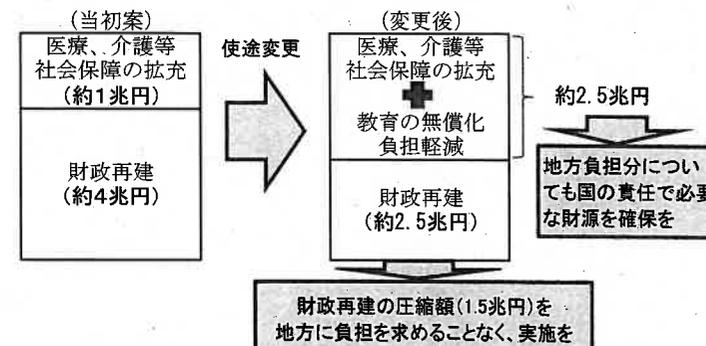
- なお、経済財政運営と改革の基本方針2018において、「消費税率の引上げに伴う駆け込み需要・反動減といった経済変動を可能な限り抑制」し、「需要変動に対して機動的な対応を図る観点から、歳出改革の取組を継続するとの方針とは別途、臨時・特別の措置を2019・2020年度当初予算において講ずる」こととされている。

**当該措置に係る地方の役割に応じた財政需要については、的確に把握し、歳出に特別の加算措置を設けるとともに、必要な財源を確保していただきたい。**

## 3 安定的な地方税体系の構築

- **ゴルフ場利用税**については、過疎・中山間地域の市町村等にとって貴重な自主財源であり、地方創生を推進する観点からも**現行制度を堅持していただきたい。**

### ■ 新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）の実施に伴う消費税増収分の使途変更



### ■ 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）における駆け込み・反動減の平準化策

- ・消費税の転嫁拒否等に対する監視、取締り、事業者等に対する指導・周知徹底
- ・商店街の活性化、中小企業・小規模事業者のIT・決済端末の導入やポイント制・キャッシュレス決済普及の促進
- ・公共工事の施工時期について、消費税率引上げ等に伴う需要変動に対応するとともに、年度を通じた平準化の取組

### ■ 前回消費税引き上げ時における京都府独自の対応

- ・重度障害者など要配慮者における介護関連用品等の購入支援
- ・物産展の開催、小売業、伝統産業、農林水産業の販売促進への支援
- ・中小企業下支え融資など、融資制度の創設

### ■ ゴルフ場利用税

- ・ゴルフ場利用者一人一日につき、ゴルフ場の利用料金に応じ600円～1,200円を課税（18歳未満、70歳以上、障害者、国体競技、学校の教育活動は非課税）
- ・都道府県が課税し、収入額の10分の7に相当する額を、同税を納入したゴルフ場が所在する市町村に交付（収入額で按分）
- ・平成29年度京都府実績（決算見込） 税込755百万円、17市町村に計528百万円交付

### ■ ゴルフ場利用税をめぐる国等の動き

- ・文部科学省（平成25年度改正以降）等から廃止要望あり（理由）東京五輪開催・正式種目化や、生涯スポーツ振興の観点からも廃止が必要
- ・全国知事会、全国市長会及び全国町村会から、堅持要望あり（理由）アクセス道路の整備維持管理、廃棄物処理、地滑り対策など特有の行政需要特に中山間地域の市町村の貴重な財源となっていること
- ・平成30年度の与党税制改正大綱（平成29年12月14日）の検討事項において「今後長期的に検討する」と整理

### ■ ゴルフ場利用税交付金の状況

	ゴルフ場 利用税交 付金	地方税	地方税に対するゴルフ 場利用税交付金の 割合	(参考) 人口	H17→H27 人口減少 (%)
笠置町	37百万円	156百万円	23.7% (全国1位)	1,369人 (過疎地域)	▲27.1
南山城村	66百万円	304百万円	21.8% (全国2位)	2,652人 (過疎地域)	▲23.5

※平成28年度決算

- **法人事業税交付金**については、都道府県が特別の需要に対応するため独自実施している**超過課税による税収を、課税自主権の観点から、交付金の財源から除外するなど、制度開始前に地方の意見を踏まえて対応を検討**していただきたい。

#### 4 過疎対策事業債の所要額の確保

本府の過疎市町村の財政基盤は特に脆弱であり、生活基盤の安定に不可欠な**過疎対策事業債の所要額を確保**していただきたい。

#### ■法人事業税の超過課税及び法人事業税交付金の創設について

○法人事業税の超過課税の状況

- ・ 京都府は昭和56年から標準税率の5%を超過課税（5年ごとに更新）
- ・ 超過課税相当額の年間税収額  
平成29年度（最終予算）約47億円 平成30年度（当初予算）約50億円
- ・ 超過課税分の使途（産業振興・社会基盤の整備）を条例で規定
- ・ 全国では8都府県で実施（宮城、東京、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫）

○国の議論状況

- ・ 平成28年度税制改正において、都道府県は法人事業税の納付額の100分の5.4を市町村に交付することとされた。  
※府の超過課税分に係る市町村交付見込額は年間約3億円
- ・ 市町村の税収偏在是正及び財政の安定運営という制度趣旨並びに交付金制度の煩雑化防止等の観点から、府県が独自に実施する超過課税分も含めた納付額を基準に算定するものとして制度設計
- ・ 消費税率引上げ時期の延期に伴い、交付金創設も平成31年10月1日に延期

#### ■過疎地域の要件

人口減少率が大きいことかつ財政力要件（平成25～27年財政力指数0.5以下、公営競技収益40億円以下）に該当の市町村

#### ■府内市町村過疎債要望状況

（単位：億円）

	地方債計画	府内市町村要望額	府内市町村同意額	不足額
平成27年度	4,100	53.1	50.7	▲ 2.4
平成28年度	4,200	59.3	51.1	▲ 8.3
平成29年度	4,500	73.9	64.5	▲ 9.4
平成30年度	4,600	-	-	-

#### ■府内過疎市町村（8市町村及び4地域）

京都市（旧京北町）、福知山市（旧三和町、旧夜久野町、旧大江町）、宮津市、京丹後市、南丹市、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町